

外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業公募要領

平成 30 年 4 月 10 日
厚生労働省医政局

外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業実施団体公募要領

1. 総則

我が国の在留外国人は約247万人(平成29年6月末現在)、訪日外国人は2,869万人(平成29年)と近年著しく増加しており、2020年に東京オリンピック・パラリンピックも控え、今後さらなる増加が予想される。訪日外国人旅行者数については、先般の「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」にて2020年:4,000万人、2030年:6,000万人を目標としている。また「未来投資戦略2017」や「健康・医療戦略」などを受け、外国人が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を充実させていくことが求められている。

厚生労働省では外国人患者受入に関する環境整備を進めており、「外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)」の普及促進や医療通訳等の配置支援、「観光立国実現に向けたアクションプログラム2015」に基づき、観光庁、都道府県と連携して「訪日外国人旅行者受入医療機関」を全国約900カ所選定する事業等を進めてきた。現在、2020年までに、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を100カ所整備するという目標は達成され、今後は、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入体制の裾野拡大を目指す事としている。

今般、平成24年度より実施中の外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)推進事業及び新たに実施する外国人患者受入体制の裾野拡大への取組みを推進する事業について、平成30年度に実施する団体(以下、「実施団体」という。)を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行う。

2. 事業目的

認証制度の推進事業及び地域の実情を踏まえながら外国人患者受入れ体制の裾野拡大への取組みを推進する事業により、外国人患者を受け入れる医療機関の質の確保をはかることを目指す。

3. 事業内容

(1) ワークショップ・セミナー等の開催

実施団体は、特に、認証病院の少ない地域において、認証制度に関する講習会の開催、認証病院見学ツアー等を主催する。

(2) 実態調査の実施

実施団体は、JMIP認証制度や外国人患者受入体制の裾野拡大への取組みに関しての実態調査を実施する。

- ・ 実態調査は、JMIP認証制度や外国人患者受入体制の裾野拡大への取組みの課題を抽出し、それを医療機関の質の確保に繋げるものが望ましい。
- ・ 実態調査は、JMIP認証病院や他の医療機関・自治体・患者へのヒアリング・アンケート等を想定しているが、この限りではない。
- ・ 実態調査には、疫学者・医療経済学者等の専門家の協力がある事が望ましい。
- ・ 実施団体は、事前に、厚生労働省と調査の目的、方法、収集データ項目、分析方法等を協議する。
- ・ 公募に際し、実態調査の案を複数提示すること。

(3)JMIP認証制度やその他の取組みに関する情報発信

- ①実施団体は、医療機関の質の確保をはかる為に、JMIP認証制度やその他の取組みに関して、必要な情報を提供する。
 - ・ 情報発信の対象は、日本の医療機関と外国人とする。
 - ・ 情報発信に、医師、看護師、医療通訳者等の実務経験者の協力がある事が望ましい。
- ②尚、成果物がウェブサイト等の電子的な媒体の場合、翌年以降、引き継げるように整備すること。

4. 留意事項

- (1)事業目的に合致したより有用な提案を追加する事は妨げない。
- (2)事業の進捗に関して、実施団体と厚生労働省は、定期的に打ち合わせを行い、打ち合わせ後、実施団体は速やかに議事録を作成し、共有すること。
- (3)本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、実施者は、本業務の開始にあたって、速やかに実施体制及び実施内容を含めた全体計画を作成し、厚生労働省担当課の承認を得ること。また、計画の変更が生じた場合は、速やかに厚生労働省担当課に報告し、承認を得た上で実行すること。

5. 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1)継続的に認証制度推進事業を運用することができること。
- (2)本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- (3)日本に拠点を有していること。
- (4)厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5)予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

6. 事業期間

事業期間は、事業者として選定された日から平成31年3月29日とする。

7. 応募団体の評価

(1)評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局総務課において、上記「5. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じられない。なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施される。

① 形式評価

- ・ 応募団体について、応募条件への適合性について評価する。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外される。

② 書面評価

- ・ 提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

③ ヒアリング

- ・ 必要に応じて、申請者(代理も可能。)に対して、ヒアリングを実施する。
- ・ なお、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なす。

④ 最終評価

- ・ 書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定する。

(3) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠(人員、経験、設備、資金)が示されているか。
- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ④ 事業計画が効果的なものとなっているか(ワークショップ・セミナー等、実態調査、情報発信)。
- ⑤ 政策的要望に対し、柔軟な運用をできるか。
- ⑥ 事象推進への貢献が認められるか(事業内容の理解度・長期的なビジョン)

(4) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定である。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定される。

8. 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、5,512千円を基準額(上限額)とし、対象とする経費は本事業の実施に必要な、職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、備品費(図書)、社会保険料、雑役務費、借料及び損料、委託費(これら費用に関するもの)に限る。

9. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度推進事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出すること。

企画書には以下の項目及び公募要領に示されている評価の観点を盛り込むこと。様式は任意の様式により、記入漏れ等無いようにすること。

- ① 本事業を実施する組織体制(有識者の検討会含む)

- ② 30年度における実施スケジュールと実施内容(具体的なもの)
- ③ 事業に係る費用積算(別添1)…類似様式でも可
- ④ 現在応募団体にて実施している類似事業(あれば)の概要説明

(2)応募方法

① 提出期間

平成30年4月10日(火)から平成30年4月24日(火)18時(必着)

② 提出先・問合せ先

提出先:〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 あて

郵送の場合、封筒の宛名面には、「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度推進事業」と朱書きにより、明記してください。

問合せ先:厚生労働省医政局総務課

Tel:03-5253-1111(内線4115、4108)

Fax:03-3501-2048

③ 提出書類

以下の書類を8部提出ください。

A. 「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度整備のための支援事業企画書」

B. 団体経歴(概要)、団体定款など活動が分かる資料

C. 団体の直近決算年度の確定申告書(写)、財務諸表(写)

D. その他必要な資料

④ その他

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもありますのでご承知おきください。

以上

(別添1)

外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単価(円)	金額(円)	
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
備品費(図書)費				
社会保険料				
雑役務費				
借料及び損料				
委託費				

※ 上記区分に加え、制度の検討・設計、システム整備など事業実施内容ごとの費用が分かる資料も添付すること。